熊野川漁業協同組合

和内共第40号第五種共同漁業権遊漁規則

新	旧
（遊漁料の額及び納付方法） 第９条　（略） ２　遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 （１）各地区の理事宅 （２）当組合が指定する遊漁承認証取扱所 （遊漁承認証に関する事項） 第10条　組合は、第２条第１項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。 （１）～（８）　（略） ２　遊漁承認証の交付は、前条第２項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。 ３　（略）	（遊漁料の額及び納付方法） 第９条　（略） ２　遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 （１）各地区の理事宅 （２）当組合が指定する遊漁承認証取扱所 （遊漁承認証に関する事項） 第10条　組合は、第２条第１項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 （１）～（８）　（略） ２　遊漁承認証の交付は、前条第２項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。 ３　（略）